

平成28年 No.13

○国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

改正理由

事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則を次のように制定する。

平成28年 3 月25日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規則第13号

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部を改正する規則

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則（平成16年規則第3号）の一部について、別紙新旧対照表の右欄を、左欄のように改正する。

国立大学法人東京学芸大学事務組織規則の一部改正（案）について

改正理由：事務組織の変更に伴い、所要の改正を行うものである。

改 正（案）	現 行
〔省略〕 （課） 第4条 学務部に、次の<u>6課</u>を置く。 （1）学務課 （2）教育企画課 （3）学生課 <u>（4）キャリア支援課</u> <u>（5）入試課</u> <u>（6）国際課</u> 〔省略〕 （課に置く室） 第5条 学務課に、大学院室を置く。 <u>2</u> 総務課に、評価推進室及び基金事務室を置く。 〔省略〕 （学生課） 第9条 学生課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 〔省略〕	〔省略〕 （課） 第4条 学務部に、次の<u>5課</u>を置く。 （1）学務課 （2）教育企画課 （3）学生課 <u>（4）入試課</u> <u>（5）国際課</u> 〔省略〕 （課に置く室） 第5条 学務課に、大学院室を置く。 <u>2 学生課に、キャリア支援室及び留学生室を置く。</u> <u>3</u> 総務課に、評価推進室及び基金事務室を置く。 〔省略〕 （学生課） 第9条 学生課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。 〔省略〕

(キャリア支援課)

第9条の2 キャリア支援課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学生に対するキャリア支援事業の企画立案に関すること。
- (2) 学生に対する就職指導及び就職相談に関すること。
- (3) 学生のボランティア活動に係る支援に関すること。
- (4) 学生の就職に係るキャリア教育支援に関すること。
- (5) 学生のインターンシップに係る支援に関すること。
- (6) 未就職者に係る就職支援に関すること。
- (7) 学生キャリア支援室に関すること。
- (8) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (9) その他学生のキャリア支援に関すること。

〔省略〕

(国際課)

第11条 国際課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際交流の事務に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 国際的な連携協力に関し、連絡調整すること。

2 キャリア支援室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 学生に対するキャリア支援事業の企画立案に関すること。
- (2) 学生に対する就職指導及び就職相談に関すること。
- (3) 学生のボランティア活動に係る支援に関すること。
- (4) 学生の就職に係るキャリア教育支援に関すること。
- (5) 学生のインターンシップに係る支援に関すること。
- (6) 未就職者に係る就職支援に関すること。
- (7) 学生キャリア支援室に関すること。
- (8) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (9) その他学生のキャリア支援に関すること。

3 留学生室においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 外国人留学生の受入れ等に関すること。
- (2) 学生の国際交流の推進に関すること。
- (3) 海外派遣留学生の募集及び選考に関すること。
- (4) 国際交流会館の管理運営及び外国人留学生の宿舎に関すること。
- (5) 留学生センターに関すること。
- (6) 日本語予備教育に関すること。
- (7) 外国人留学生の生活指導及び助言並びに相談に関すること。

〔省略〕

(国際課)

第11条 国際課においては、主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 国際交流の事務に関し、企画立案し、及び連絡調整すること。
- (2) 国際的な連携協力に関し、連絡調整すること。

- (3) 外国の大学，研究所等との学術・学生交流協定の締結に関すること。
- (4) 外国人研究者の受入れ等に関すること。
- (5) 外国人留学生の受入れ等に関すること。
- (6) 学生の国際交流の推進に関すること。
- (7) 海外派遣留学生の募集及び選考に関すること。
- (8) 国際交流会館の管理運営及び外国人留学生の宿舎に関すること。
- (9) 国際教育センターに関すること。
- (10) 在外教育施設等との連絡調整に関すること。
- (11) 留学生センターに関すること。
- (12) 日本語予備教育に関すること。
- (13) 外国人留学生の生活指導及び助言並びに相談に関すること。
- (14) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (15) その他国際交流に関すること。

〔省略〕

(総務課)

第17条 総務課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務に関し，総括し，及び連絡調整すること。
- (2) 大学の儀式その他行事の企画立案に関すること。
- (3) 役員会，経営協議会，教育研究評議会等の会議に関すること。
- (4) 学内の事務組織の整備に関すること。
- (5) 法人の登記に関すること。
- (6) 秘書業務に関すること。
- (7) 行事予定に関すること。
- (8) 学則，規程，規則等の制定及び改廃に関すること。
- (9) 訴訟の連絡調整に関すること。
- (10) 顧問弁護士に関すること。

- (3) 外国の大学，研究所等との学術・学生交流協定の締結に関すること。
- (4) 外国人研究者の受入れ等に関すること。

- (5) 国際教育センターに関すること。
- (6) 在外教育施設等との連絡調整に関すること。

- (7) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (8) その他国際交流に関すること。

〔省略〕

(総務課)

第17条 総務課においては，主に次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 大学の事務に関し，総括し，及び連絡調整すること。
- (2) 大学の儀式その他行事の企画立案に関すること。
- (3) 役員会，経営協議会，教育研究評議会等の会議に関すること。
- (4) 学内の事務組織の整備に関すること。
- (5) 法人の登記に関すること。
- (6) 秘書業務に関すること。
- (7) 行事予定に関すること。
- (8) 学則，規程，規則等の制定及び改廃に関すること。
- (9) 訴訟の連絡調整に関すること。
- (10) 顧問弁護士に関すること。

- (11) 公印の管守及び文書類の接受，発送及び法人文書の管理に関すること。
- (12) 国立大学協会及び日本教育大学協会に関すること。
- (13) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (14) 広報に係る連絡調整に関すること。
- (15) I Rに基づいた諸活動の推進に関すること。
- (16) その他他の部及び課の所掌に属さない事務を処理すること。

〔省略〕

(事務長)

第32条の2 附属学校課に，事務長を置くことができる。

2 事務長は，上司の命を受け，附属学校課の所掌事務のうち高度の専門的知識又は経験を必要とする特定分野の事務を直接処理するとともに，特定の附属学校を統括する。

〔省略〕

附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

別表（第6条関係）

学務部	学務課	総務係 教育実習係 教務企画係 教務第一係 教務第二係 教務第三係 教務第四係
-----	-----	---

- (11) 公印の管守及び文書類の接受，発送及び法人文書の管理に関すること。
- (12) 国立大学協会及び日本教育大学協会に関すること。
- (13) 所掌事務の調査及び報告に関すること。
- (14) 広報に係る連絡調整に関すること。
- (15) その他他の部及び課の所掌に属さない事務を処理すること。

〔省略〕

別表（第6条関係）

学務部	学務課	総務係 教育実習係 教務企画係 教務第一係 教務第二係 教務第三係 教務第四係
-----	-----	---

		大学院室	修士課程係 博士課程係 教職大学院係			大学院室	修士課程係 博士課程係 教職大学院係	
	教育企画課		免許状更新講習・教育企画係 資格認定試験係 教育調査・現職教育係		教育企画課		免許状更新講習・教育企画係 資格認定試験係 教育調査・現職教育係	
	学生課		厚生係 学生支援係 課外教育係 学生生活係		学生課		厚生係 学生支援係 課外教育係 学生生活係	
	<u>キャリア支援課</u>		キャリア支援係 教員就職係 企業就職係			<u>キャリア支援室</u>	キャリア支援係 教員就職係 企業就職係	
						<u>留学生室</u>	<u>留学生支援係</u> <u>短期留学係</u>	
	入試課		学部入試係 大学院入試係 連合大学院入試係		入試課		学部入試係 大学院入試係 連合大学院入試係	
	国際課		国際企画係 国際教育係 <u>留学生支援係</u> <u>短期留学係</u>		国際課		国際企画係 国際教育係	
教育研究支援部	研究支援課		総務係 研究協力係		研究支援課		総務係 研究協力係	
	学系支援課		総合教育科学系事務係 人文社会科学系事務係 自然科学系事務係 芸術・スポーツ科学系事務係		学系支援課		総合教育科学系事務係 人文社会科学系事務係 自然科学系事務係 芸術・スポーツ科学系事務係	

	研究センター係			研究センター係		
	学術情報課	学術企画係		学術情報課	学術企画係	
		図書情報係			図書情報係	
		雑誌情報係			雑誌情報係	
利用者支援係		利用者支援係				
	情報リテラシー係		情報リテラシー係			
	情報基盤課			情報基盤課		
	情報基盤係			情報基盤係		
	事務情報係			事務情報係		
	大学情報データベース係			大学情報データベース係		
	大学史資料室事務室					
総務部	総務課	総務係	総務部	総務課	総務係	
		法規係			法規係	
		調整係			調整係	
		基金事務室			基金事務室	
	評価推進室	調査係	評価推進室	調査係		
		評価企画係		評価企画係		
	人事課	人事係	人事課	人事係		
		給与第一係		給与第一係		
		給与第二係		給与第二係		
		職員係		職員係		
広報企画課	広報係	広報企画課	広報係			
	地域連携係		地域連携係			
	事業係		事業係			
附属学校課	企画調整係	附属学校課	企画調整係			
	附属学校第一係		附属学校第一係			
	附属学校第二係		附属学校第二係			
	世田谷地区事務係		世田谷地区事務係			
	小金井地区事務係		小金井地区事務係			

		大泉地区事務係 竹早地区事務係 高等学校事務係 特別支援学校事務係			大泉地区事務係 竹早地区事務係 高等学校事務係 特別支援学校事務係	
財務施設部	財務課	総務係 財務企画第一係 財務企画第二係 決算係 管財係		財務施設部	財務課	総務係 財務企画第一係 財務企画第二係 決算係 管財係
	経理課	管理第一係 管理第二係 収入支出係 経理調達第一係 経理調達第二係 経理調達第三係 経理調達第四係			経理課	管理第一係 管理第二係 収入支出係 経理調達第一係 経理調達第二係 経理調達第三係 経理調達第四係
	施設課	施設企画係 施設計画係 建築係 電気係 機械係			施設課	施設企画係 施設計画係 建築係 電気係 機械係
	監査室	監査係			監査室	監査係